

【多子世帯向け授業料無償化の申込みから在学中の手続き】

※ 日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んで採用されることで、授業料無償化による授業料免除を受けられます。

多子世帯は所得制限がありません。

時期	手続き		学生確認/ 手段手段
4月上旬	①給付奨学金申請期間(書類提出期間)	出願要件確認、スカラネット申請、紙書類の提出。 ※申請者は、7月下旬の授業料(入学料)免除結果通知まで、納入が猶予され、5月下旬の授業料引落しはされません。	JASSOスカラネット
6月以降	②給付奨学生証の配付	多子世帯認定された場合は、奨学生証発行。	大学学生ポータル
7月下旬	③前期授業料免除(入学料免除)結果通知	多子世帯認定された場合は、前期授業料(入学料)全額免除の通知予定。 ※通常入学料の返還は行っておりませんが、今年度に限り多子世帯の認定をされた方に限り入学料の返還を行います。返還手続きのご案内は、7月下旬の免除結果通知の際に併せて行います。	大学学生ポータル
10月(毎年繰返し)	給付奨学金(適格認定・家計)	JASSOによる審査	
12月下旬～1月中旬 (毎年繰返し)	後期授業料免除結果通知	適格認定・家計において、引き続き多子世帯認定された場合は、後期授業料全額免除の通知予定。	大学学生ポータル
3月(毎年繰返し)	給付奨学金(適格認定・学業)	大学及びJASSOによる審査	
翌年度以降 4月(毎年繰返し)	給付奨学金(在籍報告)	学生本人によるスカラネット入力が必要	JASSOスカラネット・パーソナル(採用者向け)
翌年度以降 7月下旬(毎年繰返し)	前期授業料免除結果通知	適格認定・学業において、引き続き多子世帯認定され、在籍報告を提出した場合は、前期全額免除の通知予定。	大学学生ポータル